日野町告示第５７号

　日野町総合教育会議設置要綱を次のように定める。

　　平成２７年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日野町長　　藤　澤　直　広

日野町総合教育会議設置要綱

（設置）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１条の４第１項の規定に基づき、日野町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議は、次に掲げる事項に関する協議および調整等を行う。

（1）日野町の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。

（2）日野町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。

（3）児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、または正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

（構成員）

第３条　会議は、町長および教育委員会をもって構成する。

（会議）

第４条　会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

２　教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

３　会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見の聴取）

第５条　会議は、第２条の規定による協議および調整等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議および調整等に関する意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条　会議は、公開するものとする。だだし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第７条　町長は、会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

（庶務）

第８条　会議の庶務は、企画振興課において処理する。ただし、会議に関する事務を教育委員会に委任または補助執行させる場合は、この限りでない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

付　則

この告示は、告示の日から施行する。